

令和8年度

練馬区職員(保育士(経験者)) 採用選考募集案内

令和8年7月1日
練馬区

この採用選考は、練馬区立保育園に勤務する保育士の採用候補者を決定するために実施するものです。なお、「保育士(福祉Ⅱ類)」の採用選考との併願はできません。(重複して申込みがあった場合は、受信の早いもののみ受理します。)

1 採用予定日

令和9年4月1日 以降

2 採用予定数・勤務場所等

採用区分	職種 (職務名)	採用予定数		主な勤務場所
経験者	福祉 (保育士)	1級職	若干名	保育園 など
		2級職 (主任)		

3 受験資格

- 年齢
昭和40年4月2日以降に生まれた方
- 資格
保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方
- 業務従事歴
当該職種に関係ある業務従事歴が採用予定日の前日において以下の年数以上ある方。
 - 1級職 直近12年中(平成27年4月1日～令和9年3月31日)6年以上
 - 2級職(主任) 直近16年中(平成23年4月1日～令和9年3月31日)10年以上

4 受験資格における当該職種に関係のある業務従事歴

- 対象事業等
3(3)における当該職種に関係のある業務従事歴とは、次の施設または事業に保育士、幼稚園教諭または保育教諭の業務従事歴を指します。
具体的な対象業務は以下のとおりです。
 - ・児童福祉法に定める以下の事業
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

- ・ 児童福祉法に定める児童福祉施設
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター
- ・ 児童福祉法に定める届出を行った施設（いわゆる認可外保育施設）
- ・ 学校教育法に定める幼稚園
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

(2) 期間の通算対象

- ・ 満 20 歳に達した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日以降の期間
- ・ 保育士または地域限定保育士資格を取得し、都道府県知事等の登録を受けた後の期間
- ・ 1 事業所に週 20 時間以上従事した期間
- ・ 1 年以上 1 事業所に従事した期間について、複数のもので通算可能
ただし、従事した期間が重複している場合、重複期間は 1 事業所のみ通算
※その他、業務従事歴の取扱い等については、別紙「Q&A」をご確認ください。

5 その他

- ・ 日本国籍を有しない方（「出入国管理及び難民認定法」別表第 2〔永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者〕に掲げる在留資格を有する者ならびに「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める特別永住者）も受験できます。
- ・ 地方公務員法第 16 条の各号のいずれか（参考欄）に該当する方は受験できません。
- ・ 現に練馬区の常勤職員である方（任期付職員、教育公務員および臨時的任用職員は除く。）は受験できません。
- ・ 採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。
照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。
- ・ 採用にあたり、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認をいたします。
特定性犯罪の前科がある場合は、こども性暴力防止法に基づき、職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合、採用しない場合があります。なお、採用に至る過程の中で、特定性犯罪前科がない旨の申告があったにもかかわらず、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当することがあります。

6 選考実施日および方法

(1) 第1次選考


実施日	令和8年8月23日（日） 午前実施
会場	練馬区役所
選考方法	作文（課題式：60分・800字程度）
結果発表	令和8年9月中旬～下旬（予定） ※ すべての受験者に合否結果を通知します。

(2) 第2次選考（第1次選考合格者を対象に実施します。）

実施日・会場	令和8年10月中旬 練馬区職員研修所（予定） ※ 詳細は、第1次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考方法	面接
最終結果発表	令和8年12月中旬（予定）

7 申込手続

(1) 申込

申込方法	下記 URL（LoGo フォーム）または右の二次元コードから「練馬区職員（保育士（経験者））採用選考」の受験申込ページにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しくご入力の上、下記受付期間中に申請してください。  【URL（LoGo フォーム）】 https://logoform.jp/form/G2rU/1638780
受付期間	令和8年7月1日（水）午前9時から 令和8年7月31日（金）午後5時まで【期間内受付有効】

※ 受付期間中に正常に受付したものを有効とします。

この場合、受験の申込みを受け付けた旨のメール（送信完了通知）が送信されますので、メールが届かない場合は、受付期間中に必ず問い合わせ先までご連絡ください。

なお、システム保守整備のため受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止および通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

(2) 受験票の交付

申込時に登録したアドレス宛てに、メールで別途ご案内します。

受験票は、選考日当日にスマートフォン端末等で提示、または印刷したものをご提示ください。

※令和8年8月19日（水）までに受験票が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

6 勤務条件

- (1) 勤務日
月曜から土曜までの間の5日間（週あたり38時間45分勤務・シフト制）
- (2) 勤務時間
午前7時15分から午後7時45分までの間で7時間45分（休憩時間を除く）
- (3) 年次有給休暇
1年度につき20日間
※ その他、夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。
- (4) その他
勤務場所は、敷地内禁煙です。

7 給与等(令和8年4月1日現在)

採用区分	給料月額（地域手当含む）	他の手当
1級職	約290,760円	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等
2級職	約330,480円	

※採用前に給与等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

※職務経験等があれば、一定の基準により加算されます。

8 問合せ先

練馬区総務部職員課採用係（人事戦略担当部） 練馬区役所 本庁舎6階
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号
☎（03）5984-4153（直通）

【練馬区役所案内図】



【参考：地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、選考を受けることができません。